

第11回市民自治推進会議 資料1 (追加資料・座長修正提案)

素案ページ	修正前	座長修正提案
3	<p>(2) 条例の認知度について (条例全体) <u>条例の認知度について、令和元年度の市民インターネットアンケート調査では「知らない」との回答が約7割を占めており、第3次市民自治推進会議の報告書で、周知の効果をより高める方法を検討していくべきと提言されている。</u> <u>しかしながら、市民にとっては、まちづくり活動に参加してから条例について知るとい</u> <u>うことが多いと考えられるため、<u>条例の名前や内容を知っているかどうかよりも</u>、市民に</u> <u>とって欲しい情報が提供されているか、参加の選択肢がいろいろあることが身近に感じら</u> <u>れるかなど、市民にとってまちづくり活動に参加しやすい環境・制度が<u>整っているかとい</u></u> <u>うことがより大事</u>と考えられる。</p> <p>※修正提案では<u>下線部を削除</u></p>	<p>(2) 条例の認知度について (条例全体) 条例の認知度については、すでに第3次市民自治推進会議の報告書(平成28年11月)で、周知の効果をより高める方法を検討していくべきと提言されていた。令和元年度の市民インターネットアンケート調査では条例を「知らない」との回答が約7割を占めており、認知度は依然として高まっていない。 そこで、市民にとっては、まちづくり活動に参加してから条例について知るといことが多くと考えられるため、市民にとって欲しい<u>まちづくりに関する</u>情報が提供されているか、<u>まちづくり</u>参加の選択肢がいろいろあることが身近に感じられるかなど、市民にとってまちづくり活動に参加しやすい環境・制度を<u>更に整えていくことが必要</u>と考えられる。</p>
	<p>3 条例第32条に基づく条例の規定についての検討結果</p> <p>当推進会議は、条例第32条に基づき、<u>8項目について検討を行った。その結果、条例の規定を見直す必要までには至らないが、各項目について提言を示すべきとの結論に至った。</u> [表2] 検討の詳細については(1)以下に記載する。</p> <p>※修正提案では<u>下線部を削除</u></p>	<p>3 条例第32条に基づく条例の規定についての検討結果</p> <p>当推進会議は、条例第32条に基づき、<u>条例全体について検討を行い、その結果8項目について提言を取りまとめた。</u>[表2] 検討の詳細については(1)以下に記載する。</p>
8	<p>(1) 前文について</p> <p>□ 検討における議論の概要 LGBTを始めとする多様性を尊重するという観点は重要なものであるが、<u>前文には「多様な価値観を認め合っ</u> <u>て」という文言があり、LGBTもこの中に含まれていると考えられる。</u> また、LGBTについて前文に盛り込むことで、市民に広く関心を持ってもらうことにつながるの考え方もあるが、多様性についてはLGBT以外にもさまざまな観点があるため、前文の中に包含されているとすることが適当と考えられる。</p> <p>※修正提案では<u>下線部を削除</u></p>	<p>(1) 前文について</p> <p>□ 検討における議論の概要 LGBTを始めとする多様性を尊重するという観点は重要なものであり、また、LGBTについて前文に盛り込むことで、市民に広く関心を持ってもらうことにつながるの考え方もあるが、多様性についてはLGBT以外にもさまざまな観点があるため、前文の中に包含されているとすることが適当と考えられる。</p>

第11回市民自治推進会議 資料1 (追加資料・座長修正提案)

素案ページ	修正前	座長修正提案
10	<p>(4) 第8条について</p> <p>□ 検討結果 現時点では見直しは不要。</p> <p>ただし、前文に「多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い」という文言が入っており、市民のまちづくり活動や、その支援においては、こうした考え方を意識して取組を進めていく必要性が高まっているものと考えます。</p> <p>また、議会や議員、市長については、条例第10条、第12条、第13条で「役割及び責務」と示しているが、市民については第8条のとおり「責務」のみとなっている。今後、条例改正を行うことがある際は、このように異なる取扱いをしている意味等を整理した上で検討する必要がある。</p> <p>□ 検討における議論の概要 人と人との絆が大切という考え方は、町内会活動や防災の取組など、さまざまな状況が挙げられるが、市民がまちづくりに参加していく上で、近年重要になってきているものと思われる。</p> <p>ただ、市民の責務として、地域とのつながりや絆といった文言を条文中に入れることは、そのようなことがあまり必要だと思わない人にとって、強すぎる内容と受け取られる懸念がある。</p> <p>また、既に「地域の絆を大切に」という文言が前文に入っていることも踏まえると、このような考え方を意識して取組を進めていく必要性が高まっているということを提言するに留めることが適当であると考えます。</p> <p>なお、議会や議員、市長については、条例第10条、第12条、第13条で「役割及び責務」と示しているが、市民については第8条のとおり「責務」のみとなっている。表現の仕方としては強さに応じて義務、責務、役割などさまざまな文言が想定され、また、役割と責務の両方を記載するなどさまざまな考え方があると思われる。</p> <p>条例策定の過程でいろいろな意見があって、現在の形に落ち着いたものと考えられるが、今後、条例の改正を行うことがある際には、改めてどのような文言であるべきか考え方を整理した上で、検討する必要があると思われる。</p> <p>※修正提案では下線部を削除</p>	<p>(4) 第8条について</p> <p>□ 検討結果 見直しは不要。</p> <p>ただし、前文に「多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い」という文言が入っており、市民のまちづくり活動や、その支援においては、こうした考え方を意識して取組を進めていく必要性が高まっているものと考えます。</p> <p>また、議会や議員、市長については、条例第10条、第12条、第13条で「役割及び責務」と示しているが、市民については第8条のとおり「責務」のみとなっている。今後、条例改正を行うことがある際は、このように異なる取扱いをしている意味等を整理する必要がある。</p> <p>□ 検討における議論の概要 人と人との絆が大切という考え方は、町内会活動や防災の取組など、さまざまな状況が挙げられるが、市民がまちづくりに参加していく上で、近年重要になってきているものと思われる。</p> <p>しかし、市民の責務として、地域とのつながりや絆といった文言を条文中に入れることは、そのようなことがあまり必要だと思わない人にとって、強すぎる内容と受け取られる懸念がある。</p> <p>また、既に「地域の絆を大切に」という文言が前文に入っていることも踏まえると、このような考え方を意識して取組を進めていく必要性が高まっているということを提言するに留めることが適当であると考えます。</p> <p>なお、議会や議員、市長については、条例第10条、第12条、第13条で「役割及び責務」と示しているが、市民については第8条のとおり「責務」のみとなっている。表現の仕方としては強さに応じて義務、責務、役割などさまざまな文言が想定され、また、役割と責務の両方を記載するなどさまざまな考え方があると思われる。</p> <p>条例策定の過程でいろいろな意見があって、現在の形に落ち着いたものと考えられるが、今後、条例の改正を行うことがある際には、改めてどのような文言であるべきか考え方を整理する必要があると思われる。</p>
11	<p>(6) 第22条について</p> <p>□ 検討結果 見直しは不要。</p> <p>ただし、市は住民投票に関する条例の制定について、市民からの発意による実施という観点も踏まえて検討を行うべきである。</p> <p>※修正提案では下線部を削除</p>	<p>(6) 第22条について</p> <p>□ 検討結果 見直しは不要。</p> <p>ただし、市は住民投票に関する条例について、市民からの発意による実施という観点も踏まえて検討を行うべきである。</p>

第11回市民自治推進会議 資料1 (追加資料・座長修正提案)

素案ページ	修正前	座長修正提案
13	<p>□ 検討結果 現時点では見直しは不要。</p> <p>ただし、市は自らも評価する仕組みを整理するものとして、その取り組みが不十分であるようなら、必要に応じて条例の見直しも視野に入れるべきである。 また、市民自治推進本部については、その位置付けを踏まえ、運用方法等について更なる改善を図るべきである。</p> <p>□ 検討における議論の概要 現行の条例が、市も自ら、施策又は制度について評価する必要があると定めているかどうかについて、条文の文言からは明確に読み取ることができないが、市が自ら評価することは当然に必要なことであると考えられ、市はそのための仕組みをしっかりと整理する必要がある。 また、市民自治推進本部の設置は、市が決定を行うに当たっての組織内部における運用上の話で<u>あり、条例で定めるような性質のものではない</u>と考えられるが、市として評価を行うに当たり、十分に機能していないのであれば改善を図るべきである。</p> <p>※修正提案では<u>下線部を削除</u></p>	<p>□ 検討結果 現時点では見直しは不要。</p> <p>ただし、市は自らも評価する仕組みを整理するものとして、その取り組みが不十分であるようなら、必要に応じて条例の見直しも視野に入れるべきである。 また、市民自治推進本部については、その位置付けを踏まえ、その運用方法等について、当報告の諸提言、とりわけ「条例第31条に基づく施策・制度の評価の結果」の(11)及び(13)に関して、更なる改善を図るべきである。</p> <p>□ 検討における議論の概要 現行の条例が、市も自ら、施策又は制度について評価する必要があると定めているかどうかについて、条文の文言からは明確に読み取ることができないが、市が自ら評価することは当然に必要なことであると考えられ、市はそのための仕組みをしっかりと整理する必要がある。 また、市民自治推進本部の設置は、市が決定を行うに当たっての組織内部における運用上の話であると考えられるが、市として評価を行うに当たり、十分に機能していないのであれば改善を図るべきである。</p>